

(仮称) 福島市子どものえがお条例素案 目次について

前文	条例制定に至った背景や想い
第1章 総則	1 目的 2 定義 3 基本理念
第2章 地域社会の役割	1 市の役割 2 保護者の役割 3 育ち学ぶ施設等の役割 4 地域住民等の役割 5 事業者の役割 6 子どもの役割【★独自】(第9条)
第3章 基本的な施策の方向性	1 子どもの成長に応じた切れ目のない支援 2 子ども及び保護者からの相談への対応 3 子どもの居場所の確保 4 子どもの社会参加等の促進 5 保護者の居場所の確保【★独自】(第14条) 6 子ども及び保護者の健康の増進等 7 教育・保育の質の向上【★独自】(第16条) 8 子どもへの虐待の防止 9 特別な支援を必要とする子ども及び保護者への支援 10 生活環境の整備等の促進 11 多世代の交流の推進【★独自】(第19条)
第4章 子ども・子育てに関する施策の推進	1 子ども・子育て支援事業計画 2 大学等との連携【★独自】(第22条) 3 普及啓発
第5章 雑則	1 委任
附則	1 施行期日 2 経過措置

条例の特徴について

- 吾妻山、荒川、くだもの、温泉、花などの自然に育まれた市民性や東日本大震災を乗り越えてきた市民のたくましさなどを表現 《前文》
- 「with コロナ」の観点を盛り込み、いかなる災害にも屈しないことを明記 《前文》
- 子どもが、「児童の権利に関する条約」の精神に則って理念を明確化した児童福祉法の趣旨に基づき尊重され育っていくことで、子どものえがおあふれる社会の実現を目指すことを明記 《前文》
- 地域社会の役割に子どもの役割を明記 《第9条》
- 市の「施策の方向性」について、条文の書き出しを全て、「子どものえがおのために」から始める。 《第10条～20条》
- 市の「施策の方向性」と「施策の推進」について、子育てにおける普遍性を基本としながら、独自の条文を明記

本市独自の条文（見出し）

- ①「子どもの役割」 《9条》
- ②「保護者の居場所の確保」 《第14条》
- ③「教育・保育の質の向上」 《第16条》
- ④「多世代の交流の推進」 《第20条》
- ⑤「大学等との連携」 《第22条》
- 7 条文を「です」・「ます」調の文体で作成【本市条例初！】

(仮称) 福島市子どものえがお条例素案について

項目	条文案												
前文	<p>雄大な吾妻連峰、清流荒川、四季折々のくだもの、泉質の異なる温泉地や色彩豊かな花々、そして緑豊かな信夫山などの自然に抱かれ、また作曲家・古関裕而氏に代表される芸術・文化の土壌により、本市の子どもが、豊かな心を持ち健やかに成長していくことは、市民全ての願いです。</p> <p>子どもは、将来の主人公であり、地域の宝です。</p> <p>全ての子どもは、多様な個性を持ち、無限の可能性を秘めています。</p> <p>子どもが自分らしく成長するには、保護者による愛情のこもった養育、地域社会からの支援による適切な環境が必要です。また、生きる・育つ・守られる・参加するなどの権利の保障を宣明する「児童の権利に関する条約」及び児童福祉法の趣旨に基づき、一人の人間として、いきいきと健やかに生まれ、そして尊重されることが大切です。</p> <p>福島県では、平成23年の東日本大震災に伴い、東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生し、その試練を乗り越える本市の子どもや大人には、誰にも負けない誇りとたくましさがあります。</p> <p>私たちは、こうした経験を踏まえ、今後、災害や感染症の流行など、どんな困難が起きようとも、共に協力し合い、子どものえがおを守り続けることが大切であると信じています。</p> <p>子どものえがおは、全ての人のえがおに繋がります。</p> <p>ここに、地域社会の全ての人それぞれの役割を果たし、地域社会全体で子どもの育ちや子育てを支援することにより、子どものえがおあふれる社会の実現を目指すため、この条例を制定します。</p>												
第1章 総則													
1 目的	<p>第1条 この条例は、魅力ある子育て環境の整備により、子どもが「福島市に育ってよかった」と誇りを持ち、「子育てするなら福島市」と称されるよう、子どもの育ちを支援するための基本理念を定め、市及び地域社会の役割を明らかにし、市全体で子ども・子育て支援施策を総合的、継続的かつ安定的に推進することで、福島市に子どものえがおあふれる社会が実現されることを目的とします。</p>												
2 定義	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <table border="1" data-bbox="129 900 2159 1321"> <tr> <td data-bbox="129 900 329 957">子ども</td> <td data-bbox="329 900 2159 957">(1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 957 329 1015">保護者</td> <td data-bbox="329 957 2159 1015">(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護し、又は養育する者をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1015 329 1155">育ち学ぶ施設等</td> <td data-bbox="329 1015 2159 1155">(3) 育ち学ぶ施設等 保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）、小学校等（学校教育法第1条に規定する小学校、中学校及び高等学校をいう。）その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1155 329 1212">地域住民等</td> <td data-bbox="329 1155 2159 1212">(4) 地域住民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1212 329 1270">事業者</td> <td data-bbox="329 1212 2159 1270">(5) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1270 329 1321">子ども・子育て支援</td> <td data-bbox="329 1270 2159 1321">(6) 子ども・子育て支援 子どもが健やかに成長することができるよう子ども及び子育てを行う者に対する支援をいいます。</td> </tr> </table>	子ども	(1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。	保護者	(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護し、又は養育する者をいいます。	育ち学ぶ施設等	(3) 育ち学ぶ施設等 保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）、小学校等（学校教育法第1条に規定する小学校、中学校及び高等学校をいう。）その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいいます。	地域住民等	(4) 地域住民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいいます。	事業者	(5) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいいます。	子ども・子育て支援	(6) 子ども・子育て支援 子どもが健やかに成長することができるよう子ども及び子育てを行う者に対する支援をいいます。
子ども	(1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。												
保護者	(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護し、又は養育する者をいいます。												
育ち学ぶ施設等	(3) 育ち学ぶ施設等 保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）、小学校等（学校教育法第1条に規定する小学校、中学校及び高等学校をいう。）その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいいます。												
地域住民等	(4) 地域住民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいいます。												
事業者	(5) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいいます。												
子ども・子育て支援	(6) 子ども・子育て支援 子どもが健やかに成長することができるよう子ども及び子育てを行う者に対する支援をいいます。												
3 基本理念	<p>第3条 子ども・子育て支援は、子どものえがおのために、次に掲げる基本理念に基づくものとします。</p> <p>(1) 子どもが、性別、国籍、障がい、経済状況、家族の状況等によって、差別、体罰、虐待等を受けることなく、安心して生きていくことができ、かつ、一人の人間として尊重されること。</p> <p>(2) 子どもが、健やかに育つために、子どもにとっての最善の方法及び子どもの幸せが追求され、自己肯定感が育まれる環境が整えられること。</p> <p>(3) 子どもが、学びを通じ成長するとともに、必要な支援を受けることにより、社会で生活する能力を身に付けること。</p> <p>(4) 子どもが、何を思い、何を感じながら行動し、又は活動しているのか理解され、一人ひとりの個性及び可能性を伸ばすことができる環境が整えられること。</p> <p>(5) 市、保護者、育ち学ぶ施設等、地域住民等及び事業者がそれぞれの役割を果たすとともに、お互いに連携協力して継続的に行われること。</p>												

項 目	条 文 案
第2章 地域社会の役割	
1 市の役割	<p>第4条 市は、子ども・子育て支援施策を総合的、継続的かつ安定的に推進するため、次のことに努めるものとします。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援施策を推進するための支援体制を確保すること。</p> <p>(2) 保護者、育ち学ぶ施設等、地域住民等及び事業者が互いに連携を図り、それぞれが役割を果たすことができるよう調整すること。</p> <p>(3) 子ども・子育て支援施策を実施するため、必要な財政上の措置を行うこと。</p>
2 保護者の役割	<p>第5条 保護者は、子育てにおける最も大きな役割があることから、子どもが生活に必要な習慣を身に付け、心身共に健やかに成長することができるよう子どもと過ごす時間を大切に、深い愛情を持って子育てを行うものとします。</p> <p>2 保護者は、子どものしつけに際して、体罰を加え、又は虐待を行ってはなりません。</p>
3 育ち学ぶ施設等	<p>第6条 育ち学ぶ施設等は、未来を担う子どもを教育及び保育するという重要な役割があることを認識し、次のことに努めるものとします。</p> <p>(1) 子どもの年齢及び発達に応じ、子どもが主体的に学び、育つことができるよう必要な支援をすること。特に、保育を行う施設は、保護者が安心して子育てできるよう必要な支援をすること。</p> <p>(2) 子どもが集団生活を通じ、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう必要な支援をすること。</p>
4 地域住民等の役割	<p>第7条 地域住民等は、子どもが安心して暮らし、心豊かで健やかに成長することができるよう地域社会全体で愛情を持って育むという役割があることを理解し、次のことに努めるものとします。</p> <p>(1) 地域行事など社会性を育むことができる場を提供する等、子ども・子育て支援に積極的に関わりを持つこと。</p> <p>(2) 見守り等により、犯罪、虐待等から子どもを守ることができるよう安全で安心な地域づくりを行うこと。</p>
5 事業者の役割	<p>第8条 事業者は、子ども・子育て支援に貢献するという社会的な役割があることを理解し、次のことに努めるものとします。</p> <p>(1) 従業員とともに、仕事と子育てとを両立できる働き方について、意識の向上を図り、子どもに深い愛情を持って接する時間を持つことができるよう職場環境を整えること。</p> <p>(2) 市の施策並びに育ち学ぶ施設等及び地域住民等が行う活動に協力すること。</p>
6 子どもの役割 (独自)	<p>第9条 子どもは、命の尊さを知り、自分自身を大切にするとともに、人を思いやる心を持ち、互いに助け合うものとします。</p>

項 目	条 文 案
第3章 基本的な施策の方向性 ※条文の書き出しを全て「子どものえがおのために」から始める。	
1 子どもの成長に応じた切れ目のない支援	第10条 子どものえがおのために、市は、安心して子どもを生み、育てることができるよう、妊娠、出産及び子育てへの適切な支援を切れ目なく実施することができるよう必要な施策を推進するとともに、地域社会との連携を強化していきます。
2 子ども及び保護者からの相談への対応	第11条 子どものえがおのために、市は、子ども及び保護者が抱える不安又は悩みを解消することができるよう、相談することができる体制を整備するとともに、関係機関との連携を強化していきます。
3 子どもの居場所の確保	第12条 子どものえがおのために、市は、子どもが安心して過ごし、遊び及び学ぶための居場所の確保等に必要な施策を推進するものとします。
4 子どもの社会参加等の促進	第13条 子どものえがおのために、市は、子どもの主体性を大切にしながら、社会参加等の促進が図られるよう必要な施策を推進するものとします。
5 保護者の居場所の確保（独自）	第14条 子どものえがおのために、市は、地域において子育てを支援する拠点及び保護者が交流することができる場の確保等に必要な施策を推進するものとします。
6 子ども及び保護者の健康の増進等	第15条 子どものえがおのために、市は、子ども及び保護者の健康の増進を図るために必要な施策を推進するものとします。
7 教育・保育の質の向上（独自）	第16条 子どものえがおのために、市は、教育・保育の質の向上を図るとともに、子どもの豊かな人間性及び創造性を育むために必要な施策を推進するものとします。
8 子どもへの虐待の防止	第17条 子どものえがおのために、市は、子どもへの虐待の予防及び早期発見を図るために必要な施策を推進するものとします。
9 特別な支援を必要とする子ども及び保護者への支援	第18条 子どものえがおのために、市は、疾病、障がい、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により特別な支援及び配慮を要する子ども及び保護者に対する必要な施策を推進するものとします。
10 生活環境の整備等の促進	第19条 子どものえがおのために、市は、子ども及び保護者が安全で安心して暮らすことができるよう、生活環境の整備その他の必要な施策を推進するものとします。
11 多世代の交流の推進（独自）	第20条 子どものえがおのために、市は、地域において、子どもの育ちの支援となるよう、多世代の交流に必要な施策を推進するものとします。

項 目	条 文 案
第4章 子ども・子育てに関する施策の推進	
1 子ども・子育て支援事業計画	<p>第21条 市は、子ども・子育て支援に関する施策を推進するために、子ども・子育て支援事業計画を策定するものとします。</p> <p>2 市は、子ども・子育て支援事業計画の進捗状況を点検及び評価した上で、社会福祉審議会（福島市社会福祉審議会条例（平成三十年条例第五号）第一条に規定する社会福祉審議会をいう。）において報告し、公表するものとします。</p>
2 大学等との連携（独自）	第22条 市は、大学、事業者等と連携し、子ども・子育て支援に関する施策を検討し課題の解決に努めるものとします。
3 普及啓発	第23条 市は、この条例について、子どもも理解を深めることができるよう、市民全体に普及啓発を行うものとします。
第5章 雑則	
1 委任	第24条 この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。
附 則	
1 施行期日	この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。
2 経過措置	この条例の施行の際、現に子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定により策定されている計画は、この条例の第21条の規定に基づき策定された計画とみなす。